

各都道府県医政主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医療経営支援課長
(公 印 省 略)

特定医療法人の承認及び持分の定めのない医療法人への
移行計画の認定要件の見直し等について

平成 31 年度税制改正の大綱（平成 30 年 12 月 21 日閣議決定）に基づき、特定医療法人の承認及び持分の定めのない医療法人への移行計画（以下「移行計画」という。）の認定要件について、所要の見直しを行うこととなりました。これに伴い、「租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準の一部を改正する件」（平成 31 年厚生労働省告示第 152 号）が告示され、その内容については、本年 3 月 29 日付で「医療法施行規則の一部を改正する省令」の公布等について（平成 31 年医政発 0329 第 4 号厚生労働省医政局長通知）」において通知したところです。

これを受けて、関係する通知について下記第 1 のとおり改正し、本年 4 月 1 日から適用することといたしましたので、貴職におかれては、御了知の上、適正な運用に努めていただくようお願いいたします。

また、その他の既往通知についても下記第 2 のとおり所要の改正を行い、本年 4 月 1 日から適用することといたしましたので、併せて適正な運用に努めていただくようお願いいたします。

記

第 1 特定医療法人の承認及び移行計画の認定に係る改正について

- 「租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明書等の様式の制定について」（平成 15 年医政指発第 1009001 号） 別添 1
- 「持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度について」（平成 29 年医政支発 0929 第 1 号）」 別添 2

第 2 その他の改正について

- 「地域医療連携推進法人の事業報告書等の様式について」（平成 29 年医政支発 0217 第 3 号） 別添 3

第 3 経過措置

上記の改正通知は本年 4 月 1 日より適用する。ただし、特定医療法人の承認及び移行計画の認定要件に係る改正後の要件については、医療法人の平成 31 年 4 月 1 日以降に始まる会計年度について適用し、医療法人の同日前に始まる

会計年度（事業年度）については、なお従前の例によることとする。

したがって、当該要件の適用時期については、医療法人ごとに異なることに注意する必要があり、例えば、4月1日より新たな会計年度が開始する特定医療法人が、平成31年4月1日から障害福祉事業を拡大した場合は、社会保険診療等に係る収入金額が全収入金額の8割を超えることの要件について、社会保険診療等に係る収入金額に障害福祉事業に係る収入金額が含まれることになるが、1月1日より新たな会計年度が開始する特定医療法人が、平成32年1月1日より開始する会計年度以前に障害福祉事業を拡大した場合、社会保険診療等に係る収入金額に障害福祉事業に係る収入金額を含めることはできないことに留意されたい。